

令和4年福島県沖を震源とする地震に係る「インボイス光」特別措置

この度の福島県沖を震源とした地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、本地震によって被災された「インボイス光」をご利用中のお客様に対する支援措置を下記の通り、実施いたします。

①災害救助法適用エリア、また高齢者等避難エリアであって被災に伴う建物の損壊、避難等により、実態的にサービスをご利用することができなかったお客様

【特別措置】

サービスをご利用できなかった期間（※1）に対して、お客様のお申し出に基づき、基本料金等（※2）を無料とします。

※無料化の期間は最大4ヶ月までとさせていただきます

②災害救助法適用エリアであって被災に伴う避難で仮住居等へ転居されるお客様

【特別措置】

お客様のお申し出に基づき、移転の工事費を一度に限り、無料とします。

※仮住居等から元の設置場所に移転される際には工事費が必要となります

（※1）減免対象となる期間は連続する24時間の単位で無料日数を計算いたします（例：30時間の場合は、1日分の基本料金を減免いたします）

（※2）インボイス光・インボイスひかり電話サービス約款に定める月額利用料が対象となります
ただしインボイスひかり電話の通話料（インボイスひかり電話プラスの無料通話分を含む）従量課金分については減免対象外となります

本件に関するお問い合わせ

株式会社インボイス インボイス光カスタマーセンター（平日9:00～17:30）

TEL：0120-881-086